

議案第 37 号

勝山市下水道条例の一部改正について

勝山市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

悪天候や災害などでメーターの点検が困難な場合に、メーターの点検を行わずに水量の認定を行えるようにするため、及び下水道使用料について、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）の経過措置が終了し、総額表示が義務付けられたため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市下水道条例の一部を改正する条例

勝山市下水道条例(昭和57年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定の下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第12条の4 使用料の額は、別表第2に定めるところにより、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が、定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、<u>その日の</u>属する月分として算定する。<u>ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。</u>この場合使用水量の算定方法は、<u>每期において</u>使用者が排除した汚水の量に応じ、<u>次項</u>により算定した量とし、每期の使用料の額は、各月ごとに計算した額<u>に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)</u><u>及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額</u>を切り捨てた額</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第12条の4 使用料の額は、別表第2に定めるところにより、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が、定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、<u>その計量した水量をもって、定例日の</u>属する月分として算定する。<u>この</u>場合使用水量の算定方法は、<u>各月ごとに</u>使用者が排除した汚水の量に応じ、<u>第3項</u>により算定した量とし、每期の使用料の額は、各月ごとに計算した額<u>(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを</u>を切り捨てた額)</p>

_____とする。 _____

2 公衆浴場及びプールからの排出水は、別表第2の公衆浴場料金を適用する。

3・4 (略)

(新設)

別表第2(第12条の4関係)

(1月につき)

使用区分	使用料区分	排水量等	料金
一般汚水	基本使用料	10立方メートル以下の分	<u>1,230</u> 円
	従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え30立方メートル以下の分	<u>130円</u>
		30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	<u>150円</u>
		50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	<u>170円</u>
		100立方メートルを超える分	<u>195円</u>
公衆浴場汚水	基本使用料	10立方メートル以下の分	<u>1,230</u>

を合算した額とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができるものとする。

2 公衆浴場及びプールからの排出水は、別表第2の公衆浴場汚水を適用する。

3・4 (略)

5 市長は、悪天候や災害などによりメーターの点検が困難であると認めたとときは、第1項の規定にかかわらず、メーターの点検を行わずに使用料を算定できるものとする。

別表第2(第12条の4関係)

(1月につき)

使用区分	使用料区分	排水量等	料金
一般汚水	基本使用料	10立方メートル以下の分	<u>1,353</u> 円
	従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え30立方メートル以下の分	<u>143円</u>
		30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	<u>165円</u>
		50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	<u>187円</u>
		100立方メートルを超える分	<u>214.5</u> 円
公衆浴場汚水	基本使用料	10立方メートル以下の分	<u>1,353</u>

			円
	従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超える分	63円
水道水以外の計測器	時間計(1個につき)		50円
	量水器(直読式1個につき)	口径13ミリメートル	50円
		口径20ミリメートル	95円
		口径25ミリメートル	110円
		口径40ミリメートル	250円
		口径50ミリメートル	480円
		口径75ミリメートル	1,120円
		口径100ミリメートル	1,500円
		口径125ミリメートル	1,920円
	量水器(遠隔式1個につき)	口径13ミリメートル	200円
		口径20ミリメートル	250円
		口径25ミリメートル	260円
		口径40ミリメートル	360円
口径50ミリメートル		1,550円	

			円
	従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超える分	69.3円
水道水以外の計測器	時間計(1個につき)		55円
	量水器(直読式1個につき)	口径13ミリメートル	55円
		口径20ミリメートル	104.5円
		口径25ミリメートル	121円
		口径40ミリメートル	275円
		口径50ミリメートル	528円
		口径75ミリメートル	1,232円
		口径100ミリメートル	1,650円
		口径125ミリメートル	2,112円
	量水器(遠隔式1個につき)	口径13ミリメートル	220円
		口径20ミリメートル	275円
		口径25ミリメートル	286円
		口径40ミリメートル	396円
口径50ミリメートル		1,705円	

		円			円
	口径75ミリメートル	<u>1.800</u>		口径75ミリメートル	<u>1.980</u>
		円			円
	口径100ミリメートル	<u>2.200</u>		口径100ミリメートル	<u>2.420</u>
		円			円
	口径125ミリメートル	<u>3.650</u>		口径125ミリメートル	<u>4.015</u>
		円			円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。